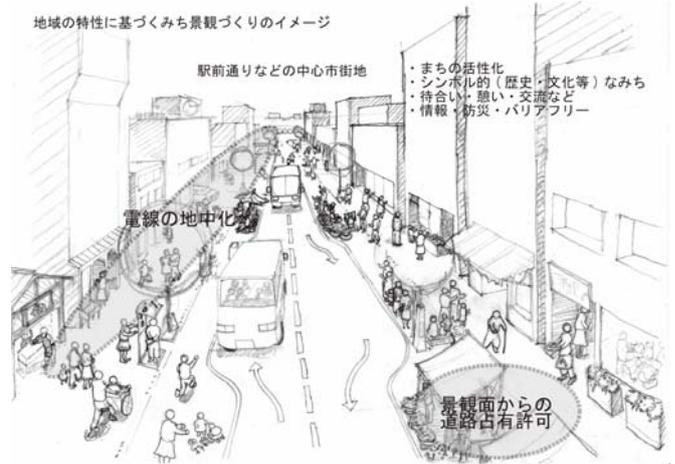


6 景観重要公共施設に関する方針

景観法では、道路や河川、都市公園などを「景観重要公共施設」として位置づけ、景観計画に即した整備を行うことができます。

本計画では、町の骨格を形成する道路や河川などを対象に、景観重要公共施設としての位置づけを検討します。

▼ 景観重要公共施設の景観検討イメージ

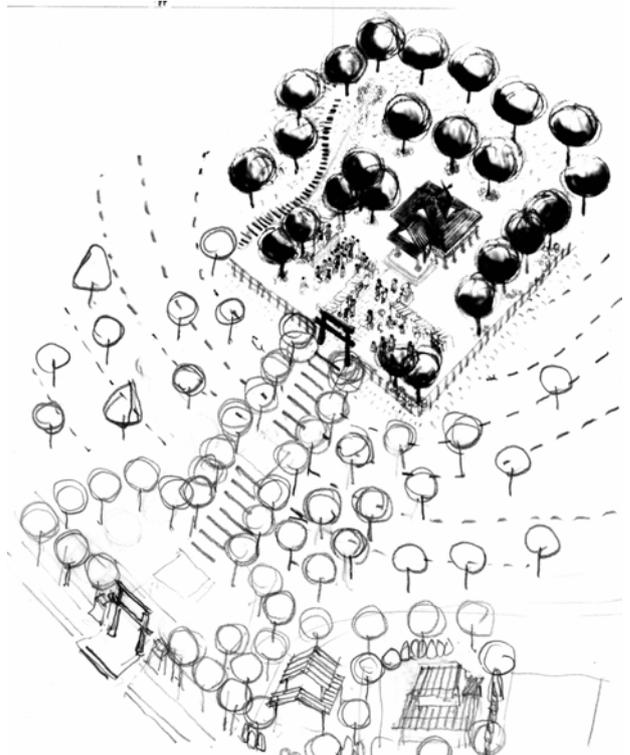


7 景観重要建造物等の方針

景観法では、景観形成上重要な建造物や樹木を「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定することができます。

本計画では、暮らしに身近な視点場となる神社仏閣や境内の樹木などを対象に、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を検討します。

▼ 景観重要建造物等の検討イメージ



8 良好な景観づくりに向けて

ここでは、本計画に基づき、住民、事業者、行政が協働して、具体的な「良好な景観づくり」を行っていくためにいくつかの方策を提案します。

(1) 地区から始める「景観づくり」

「温泉場地区」では、地区の住民が中心となって、「温泉場のまち並み検討会」を組織し、「温泉場のまち並み景観づくりの基本方針及び地区基準案に関する提言」をとりまとめています。本計画では、この検討内容に基づいて「温泉場地区」を「景観まちづくり推進地区」として位置づけ、「景観形成基準」を定め、具体的な「行為の制限に関する事項」を設けました。このような動きを、それぞれの地区で積極的に進めることが大切です。

(2) 実現へ向けた仕組みづくり

① 行政の支援体制

行政においては、地区に暮らす住民が主体的に「景観づくり」にかかわることができるように、庁内に関連する部局で横断的な組織を立ち上げ、情報提供、技術的な支援、人材の派遣など、幅広い支援体制をつくる必要があります。

② 景観アドバイザー制度の導入

建築物などの景観上の相談、各地域における景観づくりなどについて、景観の専門家の視点から助言、指導する景観アドバイザー制度の導入を検討します。

③ 景観整備機構

景観法では、NPO法人や公益法人を「景観整備機構」として位置づけることができ、次のような業務を行います。

・景観整備機構の業務

有識者の派遣、情報提供、相談その他援助
管理協定に基づく景観重要建造物・樹木の管理
景観重要構造物と一体となった広場その他公共施設に関する事業
景観重要公共施設に関する事業又は事業への参加
前掲の事業に有効に利用できる土地の取得・管理・譲渡
調査研究、その他必要な業務

(3) 情報活動の活性化

「良好な景観づくり」においては、計画に関連する動向、地区における取り組みなど、情報の收拾を図るとともに、これをとりまとめ町内を中心に発信し、関係する人々が情報を共有化することが大切です。

行政(広報・ホームページなど)、各地区・関連団体(ホームページ、個別情報網など)などの特性を活かしつつ、広報・情報活動を活性化させることが必要です。